

お客さま各位

静岡信用金庫

各種規定の改定について

平素は当金庫をご利用頂き、厚く御礼申し上げます。

当金庫は、令和2年4月の改正民法施行等を踏まえ、各種規定を下記のとおり、改定いたします。改定後の規定については、改定前からお取引いただいているお客さまにも適用されます。ご不明な点がございましたら、当金庫の窓口にお問い合わせください。

記

1. 改定する規定

(1) 各種預金規定

- ・規定 1. 預金共通規定
- ・規定 2. 総合口座取引規定
- ・規定 3. 普通預金規定
- ・規定 4. 貯蓄預金規定
- ・規定 5. 通知預金規定
- ・規定 6. 納税準備預金規定
- ・規定 7. 期日指定定期預金規定
- ・規定 8. 継続期日指定定期預金規定
- ・規定 9. 自由金利型定期預金(M型)規定
- ・規定 10. 自動継続自由金利型定期預金(M型)規定
- ・規定 11. 自由金利型定期預金規定
- ・規定 12. 自動継続自由金利型定期預金規定
- ・規定 13. 変動金利定期預金規定
- ・規定 14. 自動継続変動金利定期預金規定
- ・規定 15. 定期積金規定
- ・規定 16. 財産形成期日指定定期預金規定
- ・規定 17. 財産形成積立定期預金規定
- ・規定 18. 財産形成年金預金規定
- ・規定 19. 財産形成住宅預金規定
- ・規定 20. ハーフリー預金規定
- ・規定 21. 外貨普通預金規定
- ・規定 22. 外貨定期預金規定

(2) キャッシュカード関連規定

- ・キャッシュカード規定
- ・ICキャッシュカード特約規定
- ・デビットカード取引規定
- ・Pay-easy(ペイジー)口座振替受付サービス規定
- ・法人キャッシュカード規定

(3) その他預金関連規定

- ・当座勘定規定
- ・スマートフォンによる口座開設用普通預金(無通帳)特約
- ・後見支援預金口座利用規定

(4) EB関連規定

- ・WEB-FBサービス利用規定(事業者のお客さま向け)
- ・WEBバンキングサービス利用規定(個人のお客さま向け)
- ・ワンタイムパスワードサービス利用追加規定
- ・ワンタイムパスワードサービス利用追加規定(WEB-FBサービス)
- ・「静岡信用金庫 通帳アプリ口座」に関する特約
- ・アプリからの口座開設に係る特約
- ・しんきん電子マネーチャージサービス利用規定
- ・ネット口座振替受付サービス利用規定

(5) その他規定

- ・振込規定
- ・貸金庫規定
- ・せいしん夜間金庫使用規定
- ・せいしん自動振込サービス規定
- ・せいしんクイックラインサービス規定
- ・せいしんカード振込サービス規定
- ・せいしんFAX振込受付サービス規定

2. 改定日

令和2年4月1日（水）

3. 主な改定内容（下線部が修正及び追加箇所となります。）

（1）各種預金規定

①規定の変更に関する内容を修正しました。

《預金共通規定の例》

10.（規定の変更）

- （1）この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法548条の4の規定に基づき変更するものとします。
- （2）前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭掲示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。
- （3）前二項による変更は、公表の際に定める1カ月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

〈改定対象規定〉 各種預金規定

②代理人の行為能力に関する内容を追加・修正しました。

《預金共通規定》

6.（成年後見人等の届出）

- （1）家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。また、預金者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・補佐・後見が開始されたときも、同様に当金庫に届け出てください。（追加）
- （2）～（4） 省略
- （5）前記第4項の届出の前に、当金庫が過失なく預金者の行為能力に制限がないと判断して行った払戻しについては、預金者およびその成年後見人、保佐人、補助人もしくはそれらの承継人は取消を主張しません。（修正）

〈改定対象規定〉 預金共通規定

③預金の払戻し等の取扱いに関する内容を追加しました。

《総合口座取引規定の例》

5.（預金の払戻し等）

- （2）普通預金から各種料金等の自動支払いをするときは、あらかじめ当金庫所定の手続をして下さい。なお、この預金口座の名義人に相続が開始した後（当金庫が預金口座名義人の死亡を知った後）は、当該各種料金等の自動支払を一時停止し、共同相続人の総意を確認のうえ、取扱いいたします。
- （3）～省略～
- （4）前三項の規定にかかわらず、本規定に定める各預金の預金口座の名義人に相続が開始した後（当金庫が預金口座名義人の死亡を知った後）は、当該名義人の共同相続人全員の総意（相続人が一人の場合は当該相続人の意思とします。）による払戻し請求でなければ、払戻しできません。ただし、家事事件手続法第200条第3項の保全処分、または民法第909条の2の規定に基づく払戻し請求に係る仮払いについては、この限りではありません。

〈改定対象規定〉 預金共通規定・総合口座取引規定・普通預金規定・貯蓄預金規定・納税準備預金規定
財産形成積立定期預金規定・財産形成年金預金規定・財産形成住宅預金規定
外貨普通預金規定・外貨定期預金規定

④預金契約の成立に関する内容を追加しました。

《普通預金規定の例》

1. (預金契約の成立)

当金庫は、お客さまから当金庫所定のこの預金の申込書の提出を受け、当金庫がこれを承諾したときにこの預金に係る契約が成立するものとします。

〈改定対象規定〉 総合口座取引規定・普通預金規定・貯蓄預金規定・通知預金規定・納税準備預金規定
期日指定定期預金規定・継続期日指定定期預金規定・自由金利型定期預金(M型)規定
自動継続自由金利型定期預金(M型)規定・自由金利型定期預金規定
自動継続自由金利型定期預金規定・変動金利定期預金規定・自動継続変動金利定期預金規定
定期積金規定・ハーフリー預金規定・外貨普通預金規定・外貨定期預金規定

⑤振込金の受入れに関する内容を追加しました。

《普通預金規定の例》

4. (振込金の受入れ)

(1)この預金口座には、為替による振込金を受入れます。ただし、この預金口座の名義人より、当該振込に係る入金拒絶の申出がある場合には、入金を受入れをせず、資金を振込人に返却します。また、この預金口座の名義人に相続が開始した後（当金庫が預金口座名義人の死亡を知った後）の振込金は、入金を受入れをせず、資金を振込人に返却します。

〈改定対象規定〉 普通預金規定・貯蓄預金規定・納税準備預金規定

⑥定期預金および定期積金等の期限前解約に関するお取り扱い方法を追加しました。

《期日指定定期預金規定の例》

3. (利 息)

(3)債権保全の必要があるとき、その他当金庫が満期日前の解約を拒絶すべき事由があると認められたときは、この預金は満期日前に解約できません。

(4)当金庫がお客さまからの解約請求に応じる場合、当金庫が債権回収のためにこの預金を解約する場合、反社会的勢力の排除に係る条項により解約する場合など、この預金を満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てとし、解約日における普通預金の利率を下回らないものとします。）によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。

〈改定対象規定〉 期日指定定期預金規定・継続期日指定定期預金規定・自由金利型定期預金(M型)規定
自動継続自由金利型定期預金(M型)規定・自由金利型定期預金規定
自動継続自由金利型定期預金規定・変動金利定期預金規定
自動継続変動金利定期預金規定・定期積金規定

その他変更箇所については新旧対照表をご覧ください。

1. 改定する規定(2)～(5)の各種規定の改定箇所につきましては [こちら](#) をご覧ください。